

令和7・8年度佐野市建設工事等入札参加資格及び申請手続

令和7・8年度に佐野市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札に参加するための資格及びその手続等について、次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（第167条の11第3項の規定により準用する場合を含む。）及び佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）第74条第1項（第89条の規定により準用する場合を含む。）の規定により公示します。

令和6年9月2日

佐野市長 金子 裕

1 令和7・8年度佐野市建設工事等入札参加資格の前提要件

入札に参加するための前提要件は、次のとおりである。

○共通要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定による一般競争入札又は指名競争入札の参加資格の欠格事項に該当しないこと。
- (2) 国税（消費税を含む。）及び地方税を完納していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していない者で、適正な競争を妨げる恐れがないもの。

○業務別要件

- (4) 建設工事
 - ・建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の規定による建設業者であること。
 - ・建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。（申請日時点において有効な経営事項審査に係る結果通知（総合評定値の通知）を受けていること。）
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）
- (5) 測量・建設コンサルタント等
 - ・業務に関し、法律上必要とする資格を有すること。

2 手続の方法

(1) 提出書類

- ・ 建設工事

定期申請の手引き「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請提出書類一覧（共通書類）」及び「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請提出書類（佐野市）」のとおり

- ・ 測量・建設コンサルタント等

定期申請の手引き「令和7・8年度測量・建設コンサルタント入札参加資格審査申請提出書類一覧（共通書類）」及び「令和7・8年度測量・建設コンサルタント入札参加資格審査申請提出書類一覧（佐野市）」のとおり

(2) 申請方法、電子申請受付期間、郵送期限、送付先

- ・ 申請方法：「栃木県電子申請システム」による電子申請後、共通書類及び佐野市提出書類を栃木県県土整備部監理課に郵送

※佐野市宛て提出書類も栃木県に郵送すること

※特定記録、簡易書留又はレターパックのいずれかにより郵送

- ・ 電子申請受付期間

建設工事（県内業者）

令和6年10月21日(月) から 令和6年11月8日(金)まで

建設工事（県外業者）

令和6年11月4日(月) から 令和6年11月22日(金)まで

測量・建設コンサルタント等（県内業者・県外業者ともに）

令和6年10月1日(火)から令和6年10月18日(金)まで

- ・ 郵送期限

建設工事（県内業者）

令和6年11月15日(金)まで

建設工事（県外業者）

令和6年11月29日(金)まで

測量・建設コンサルタント等

令和6年10月31日(木)まで

- ・送付先：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県県土整備部監理課 建設業担当

3 有効期間

入札参加資格の有効期間は、令和7・8年度の2か年とする。ただし、建設工事に係る経営事項審査結果通知書の有効期間は審査基準日から1年7ヵ月であるため、毎年経営事項審査を受けること。

また、次の書類を令和7年度の定められた期間に佐野市長に提出することを要件とし、提出しない場合の有効期間は、令和7年度1か年とする。

○建設工事、測量・建設コンサルタント等の市内及び準市内業者

- ・ 直前1年間の市民税、固定資産税、消費税等の納税証明書 各1部
- ・ 技術職員名簿 1部
- ・ 申請日時点において有効な経営事項審査結果通知書の写し（工事のみ）

なお、総合評定値の通知を受けていること

4 格付け

建設工事の市内業者及び準市内業者に対しては、入札に参加できる範囲を、工種ごと、設計金額ごとに定め（格付けし）、通知する。格付けは、経営事項審査結果等に基づいて行う。